

ふくろう通り無電柱化管理台帳作成業務委託
特 記 仕 様 書

第 1 条（適用範囲）

本特記仕様書は「ふくろう通り無電柱化管理台帳作成業務委託」に適用する。

第 2 条（業務の目的）

本業務は、金沢市が所有・管理する電線共同溝（C・C・B o x）及び自治体管路等（以下「地中化施設」という）の設備図面や属性情報及び占用情報等の管理を容易かつ迅速に行うことを目的とし、設備図面や属性情報等を電子データ化し、電線類地中化管理システムに登録を行う。

第 3 条（業務の対象範囲）

本業務の対象範囲は次のとおりとする。

無 電 柱 化 計 画 路 線 名 称	市 道 名 称	路線延長
ふくろう通り	尾張町 2 丁目線 2 号 尾張町 2 丁目線 3 号 尾張町 2 丁目線 7 号 尾張町 2 丁目線 8 号	L= 430m

第 4 条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

第 5 条（業務内容）

無電柱化管理台帳作成業務委託 L=430m

※ 本市が指定する様式に基づき各種調書及び管理図（平面図、断面図、系統図）を作成し、管理台帳として取りまとめを行うものとする。なお、管理台帳作成にあたり各電線管理者の入線竣工図、本市の提供する平面図、断面図、系統図を精査し利用するものとする。

〈現地調査〉

ハンドホール内現地調査

各ハンドホール内に入孔し、ダクト口の状況、電線類入線の状況等を目視で確認し、写真撮影及び必要な情報を収集する。必要に応じて、ハンドホール内の水替えを行う。作業にあたっては、受注者において道路使用許可等の必要な手続きを行い、安全確保のため交通誘導員を配置する。

ベンチャーピン設置

無電柱化管路工事にて布設された需要家への電力・通信引込管の位置を明示するため、民地に接する側溝等の道路附属物にベンチャーピンを設置する。

設置にあたって、本市より貸与する過年度工事の既往成果物を参考に行うものとする。また、設置位置が判読できるよう設置後の写真を添付するものとする。

〈管理台帳作成〉

資料収集・整理

各電線管理者の入線竣工図、本市より貸与する電線類地中化関連資料より、平面図、横断図、HH帳票、管理台帳などの資料を収集し、整理する。

ハンドホール帳票作成

貸与資料、収集資料、現地調査結果に基づき、ハンドホール帳票を作成する。帳票は本市指定の様式により、ハンドホールの各種情報（ハンドホール名・内空寸法・構造・位置・管理区分 等）、展開図、各種写真（全景・鉄蓋・各面のダクト状況 等）、ダクトの配置、使用状況（占用者・建設年度・入線種別 等）を記載する。

無電柱化管理台帳作成

ハンドホール、電線管路、既設地下埋設物及び入線状況等の調査結果をもとに、管理台帳（管理図面、管理調書）を作成する。

鉄蓋鍵種別データ作成

現地調査を行い、各路線における鉄蓋の鍵種別を調査する。調査結果をまとめ、作成した電子データを電線類地中化管理システムに登録する。

〈電子化業務〉

台帳システム登録（平面図データ作成）

基本図は本市が提供する電子データを利用し、各路線別に表示する。

台帳システム登録（横断図データ作成）

約100mに1箇所程度の横断図を作成する。

台帳附図（位置図）の修正

金沢市内の地中化路線をA3冊子で検索確認できるように、位置図を作成する。地図データは本市提供の道路台帳附図とする。

端末データ登録

各種図面および帳票などのフォーマットは、協議の上決定する。
管理対象データは次表による。

	ファイル形式	記 事
無電柱化位置図	dwf	
平面図	dwf	
横断図	dwf	
H H帳票	xlsx	
管理台帳	xlsx	
各種書類台帳	pdf	
様式類	docx	
引込み写真一覧	xlsx	
鉄蓋鍵種別データ	xlsx	
台帳附図		製本

〈協議打合せ〉

打合せ

着手時、成果品納入時の打合せ及び1回以上の中間打合せを行うこととする。

なお、本業務に関する打ち合せ記録の記載および整理は、受注者が行うものとする。

第6条（業務の完了）

今回電子化した各種データがファイリングシステム（電線類地中化管理システム）に登録され、正常に機能することを金沢市の立ち会いのもと確認した時点をもって本業務の完了とする。金沢市は、業務の完了を書面により受注者に通知する。

第7条（貸与資料）

- ①ふくろう通り電線共同溝整備工事に関する資料
- ②ふくろう通り電線共同溝整備工事（その2）に関する資料
- ③ふくろう通り電線共同溝整備工事（その3）に関する資料
- ④ふくろう通り電線共同溝整備工事（その4）に関する資料
- ⑤ふくろう通り電線共同溝整備工事（その5）に関する資料
- ⑥ふくろう通り電線共同溝整備工事（その6）に関する資料

※①～⑥は道路建設課より提供。

その他不足資料は受注者にて各電線管理者より入手。

第8条（成果品）

成果品の作成及び提出方法は「無電柱化管理台帳作成要領」によるものとし、現場との不一致、取りまとめ内容の不整合がないよう十分に照査を実施した後に必要部数を提出するものとする。なお、成果品（報告書）の内容は次のとおりとする。

- ・ 管理台帳 1 部
- ・ 関連資料 1 部
- ・ 電子データ一覧表 1 部

- ・電子データ（ＣＤ—Ｒ） 1 部
- ・台帳附図（Ａ３製本サイズ） 1 部

なお、本特記仕様書に定めのない事項は、「道路建設課業務委託成果品作成要領」「金沢市業務委託特記仕様書（共通編）」によるものとする。

第 9 条（守秘義務）

本業務の遂行により知り得た情報については、受注者は守秘義務を負うものとし、本市の承諾なしに利用してはならない。

第 10 条（業務の瑕疵）

受注者は本業務委託完了後であっても成果品に誤謬が認められた場合は、速やかに受注者の責任において修正を行うものとする。

第 11 条（その他）

業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議の行い、誠意を持って対応するものとする。

金 沢 市 業 務 委 託 特 記 仕 様 書（ 共 通 編 ）

1 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時または完成時において、受託金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員に「通知書（登録のための確認のお願い）」の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、土日祝日等除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土日祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

2 技術者の選任

受注者は、担当技術者、管理技術者及び照査技術者（設計、軟弱地盤解析及び弾性波探査業務等）を選任するにあたり、資格及び経歴の提示を求めている業務については、資格及び経歴書を別途作成のうえ監督員に提出すること。

3 詳細設計照査要領に基づく照査審査表の提出（設計）

国土交通省制定「詳細設計照査要領」「土木工事設計図書の照査ガイドライン（北陸地整R2.4）」に基づくものとし、下記に留意し設計計算書と分冊し、提出するものとする。

- （１）諸基準等との関連する具体の照査内容は、発注者に報告するものとする。
- （２）照査項目の中に複数の確認項目がある（例えば関係機関が複数ある）場合は、必ず備考欄または別紙を用いて確認済み事項がわかるようにする。

4 ウィークリースタンス等の推進

本業務は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、業務着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

<発注者の取組>

- ・受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。
- ・「月曜日の朝一番」及び「各コンサルタント会社のノー残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。
- ・「金曜日の業務依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の業務依頼や打合せ」は控えること。

<受注者の取組>

- ・業務着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や業務の進捗状況等を常に把握すること。
- ・業務実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督員と書面で協議すること。

5 建設副産物対策の検討（設計）

設計にあたっては、建設副産物の発生の抑制・再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとし、建設副産物の検討成果として、「建設リサイクルガイドライン」（国土交通省）で定める別添1、別添2のリサイクル計画書を作成すること。「建設リサイクルガイドライン」は下記を参照すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/dllpdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf

6 金沢産材利用の検討（設計）

設計にあたっては、「金沢市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」に則った設計を行うものとし、金沢産材の利用に努めること。

7 国際単位系単位の標記

業務委託の成果品（設計図等）の表示については、国際単位系（S I）によるものとする。

8 設計業務における生産性向上の検討（設計）

生産性向上に関する提案がある場合、技術者の着眼点・留意点等（当該設計時に生産性向上の観点から一層の検討を行う事項）について、後設計を実施する技術者に適切に情報を引き継ぐため、提案書を作成すること。

また、前設計で提案書が作成されていた場合、適切に提案内容を検討すること。

※参考：「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000062.html

（1）概略設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、予備設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

概略設計の内容	予備設計時に検討すべき 生産性向上提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

（2）予備設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する概略設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、詳細設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

予備設計の内容	概略設計時に検討した 生産性向上提案及び効果 (概略設計がある場合記入)	詳細設計時に検討 すべき生産性向上 提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

（3）詳細設計時

当該業務で、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する予備設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、検討すべき生産性向上に関する提案を行う。

9 ボーリングデータの検定

ボーリング調査において、以下のボーリングデータを作成した場合は、国土地盤情報センターへ検定を依頼し、発行された検定証明書を監督員に提示して、検定済みであることを報告すること。

① ボーリング柱状図（XML 形式）／② 土質試験結果一覧表（XML 形式）

10 熱中症対策

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策については、契約後、調査職員（監督職員）と協議するものとし、設計変更の対象とする。

11 電子納品

本業務委託は、電子納品対象業務委託であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、別表1に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

- (1) 電子納品は以下のとおり実施すること。
- ・別表2に示す資料をCD-RまたはDVD-R等で1部納品する。
 - ・電子媒体内容と同様なものを印刷製本した紙ベースの成果1部を納品する。
 - ・各種電子納品要領等に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
- (2) 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うこと。
- (3) 発注者が行う電子納品に関する調査について協力すること。
- (4) 成果品の納品に際し、以下の事項に確認すること。
- ・電子納品チェックシステムを使用し、エラーがないことを確認する。なお、電子納品チェックシステムは、下記より入手し最新バージョンを使用する。
- 【土木：電子納品チェックシステム】
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/
- ・最新のウイルス対策ソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認する。
- (5) 電子媒体の内容の原本性を証明するために電子媒体納品書に署名捺印の上、電子媒体と共に提出すること。

(別表1)

名 称	摘 要	
金沢市電子納品の手引き（案）[業務委託編]	令和8年4月	金 沢 市
石川県電子納品ガイドライン	令和4年4月	石 川 県
土木設計業務等の電子納品要領	令和8年2月	国土交通省
土木設計業務等の電子納品要領 [電気通信設備編]	令和8年2月	
土木設計業務等の電子納品要領 [機械設備工事編]	令和8年2月	
CAD製図基準	令和7年12月	
CAD製図基準 [電気通信設備編]	令和8年2月	
CAD製図基準 [機械設備工事編]	令和8年2月	
測量成果電子納品要領	令和7年12月	
地質・土質調査成果電子納品要領 本編、付属資料	令和8年2月	
デジタル写真管理情報基準	令和5年3月	
電子納品運用ガイドライン		
[業務編]	令和8年2月	
[測量編]	令和7年12月	
[地質・土質調査編]	令和8年2月	
電子納品運用ガイドライン [電気通信設備業務編]	令和8年2月	
電子納品運用ガイドライン [機械設備工事編【業務】]	令和8年2月	
CAD製図基準に関するガイドライン	令和7年12月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン [電気通信設備編]	令和8年2月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン [機械設備工事編]	令和8年2月	

(別表2)

電子納品対象資料	作 成 者
打合せ記録簿 ※	受注者
成果品	受注者

※ 打合せ記録簿は押印したものを正として紙で提出し、電子化して納品するものは電子印などの押印の必要はありません。

無電柱化管理台帳作成要領

道路管理者が管理する管理台帳の作成にあたっては、本要領によるものとする。

第1条 形式

規格はA3またはA4版とし、A3版はA4版に折り込み、左綴じを原則とする。ただし、平面図については横長が長くても可とする。その際はA4版に折り込むものとする。

第2条 管理台帳の構成

管理台帳の構成は以下によるものとする。

- (1) ハンドホール帳票 (別途指示のExcelデータ)
- (2) 管理台帳 (別途指示のExcelデータ)
- (3) 平面図
- (4) 標準横断面図
- (5) 系統図

第3条 記入要領

- ・ 平面図
 - ア 平面図については、特定の様式は設けないが、路線名、縮尺、図面ナンバー（／全洋）は記入すること。
 - イ 縮尺は1：100程度とする。
 - ウ 交差する道路の路線名。
 - エ 道路センター及び距離標。
 - オ 収容物件の敷設状況。
 - 図面の繁雑化を防ぐため、車道部のエリア及び余白部を利用して占有者毎その敷設状況を記入するものとし、可能な限り引込線も記入するものとする。なお、占有者のケーブル種類毎に下記のとおり色分けし、着色するものとする。
 - NTT・・・・・・・・・・緑色
 - 電力・・・・・・・・・・赤色 余白に凡例を示すものとする。
 - その他・・・・・・・・・・青色
- ・ 標準横断面図
 - 標準断面図は、管路部及び特殊部の標準断面図とし、歩車道幅員構成及び電線管路の概略構造の他に歩車道舗装構成、電線管路の標準的な設置位置が分かるように記入する。なお、縮尺は任意とする。
- ・ 系統図
 - 系統図は、電線管理者毎に色分けするものとする。

第4条 保管及び提出部数

無電柱化管理台帳は、道路建設課で1部保管するものとする。保管方法はそれぞれアウトプットしたもの、及び指示するデータとする。

また、申請書類等の資料作成が生じた場合は、監督員との協議を行い対応しなければならない。

第5条 その他

無電柱化管理台帳の記載事項等に変更が生じた場合は、速やかに補正するものとする。

道路建設課業務委託成果品作成要領

- 1 成果品は、特別の指示がない場合、報告書、図面を各 2 部作成し、1 部を提出するものとし、1 部を受注者にて保管するものとする。
また、監督員の指示がある場合、必要に応じて野帳を提出するものとする。

- 2 報告書、図面等の規格・装丁については次のとおりとする。

①報告書

- (ア) 報告書のサイズは、A 4 版を原則とし、成果品一式を一緒にとじ込むものとする。また、報告書および製本図面の表紙の色については監督員の指示による。なお、令和 8 年度は、下表のとおりとする。（黒は不可）

採用色	マンセル値	色
○	2.5YR7/10	橙色近似色
	2.5BG6/6	緑色近似色
	2.5YR7.5/1.5	うす茶色近似色
	2.5Y8/12	黄色近似色
	7.5P6/4	うす紫色近似色

- (イ) 図面等は、A 1 折り込み図及び A 3 版に縮小したものを折り込み製本したものとする。また、図袋等には様式（1）の図面目録を貼り付けるものとする。
(ウ) 背表紙には、様式（2）のタイトルを明示するものとする。
(エ) 背表紙の材質、タイトルの文字については特別に指定しないものとする。
(オ) なお、これらを一つにまとめるような箱に入れる必要はないものとする。

②発注図書

委託期間完了後においても、監督員の指示に従い、別途発注図書（図面及び数量計算書）を必要部数提出するものとする。ただし、委託期間完了後において分割発注する場合は、対象外とする。

- 3 業務委託における最終成果は、電子データで納品するものとする。ここでいう電子データとは、「金沢市業務委託特記仕様書（共通編） 11 電子納品」で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指すものとし、特記仕様書の実施内容に従って、監督員に提出するものとする。

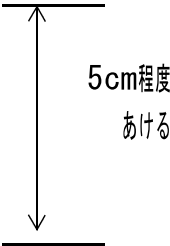
様式（２） （記載例）

令和△年度

◇◇町地内道路改良工事に伴う測量設計業務委託報告書

〇〇コンサルタント

金沢市道路建設課



様式（１） （記載例）

◇◇町地内道路改良工事に伴う測量設計業務委託	
図 面 目 録	
1. 平 面 図	3 枚
2. 縦 断 図	2 枚
3. 横 断 図	15枚
4. 標準横断図	1 枚
5. 構 造 図	6 枚
計	27枚